

「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い」 Q&A

令和2年4月28日時点

問		回答
1	「臨時的な取扱い」を希望せず通常の手順で認定事務を行う予定であったが、認定調査日の目前に面接調査等を拒否した場合はどうなるか。	調査直前であっても、本人当からの希望があれば「臨時的な取扱い」を行う。
2	「臨時的な取扱い」を希望した場合、認定年月日の取り扱いはどうなるか。介護保険被保険者証へ臨時的な取扱いをした旨の記載はされるのか。	介護保険証に記載される認定年月日は、事務処理の都合上、市が任意で決めた日が記載される。介護保険被保険者証上には、「臨時的な取扱い」をした旨をスタンプで押印する。
3	介護保険被保険者証はどのように発行されるか。	介護保険被保険者証の発行については、1週間に1度程度の郵送することを予定している。
4	「臨時的な取扱い」で期間の延長がされた場合、介護サービス計画書の記載は「継続・認定済」として良いか。	お見込みのとおり。
5	本人又は家族から「臨時的な取扱い」の希望を確認すれば、同意を得た上で、申請書当を居宅介護支援事業所が用意して代行することは可能か。この場合、介護保険被保険者証は添付しなくても良いのか。	本人・家族の同意を得られれば代行申請して差し支えないが、必ず本人・家族から同意を得て代行する旨の記録を残すこと。また介護保険被保険者証についても添付の必要はないが、後日訪問時に回収をお願いしたい。

「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い」Q&A

令和2年4月28日時点

問		回答
6	「臨時的な取扱い」を希望しない場合、居宅介護支援事業所が用意をして代筆及び代行申請は可能か。またこの場合、「要介護認定等の資料提供の申出書」を同時に提出することは可能か。	<p>要介護認定等の代理申請は、介護保険法第27条第1項の規定に基づき、行うものであり、被保険者からの委任があれば、当該被保険者の自筆である必要はない。なお、申請書最下段の本人署名は、個人情報の取り扱いに関する同意欄のため、居宅介護支援事業者等が代筆することは望ましくない。</p> <p>「要介護認定等の資料提供の申出書」については、保有個人情報開示請求の例外として簡易的な手続きが定められているもので、厳正な取扱いが求められるものである。資料受領者の本人確認をした上で、資料を手渡しており、事前提出は認められない。本人署名欄については、要介護認定に用いた情報を提供することに同意する旨が確認できるものであれば、申請書の別紙としても差し支えない。また、FAXによる署名でも差し支えない。</p>
7	居宅介護支援事業所が代筆代行できる事務手続きはどの範囲か。	要介護認定申請、要介護区分変更認定申請、要支援認定申請についてのみ介護保険法の規定により代行申請が認められている。なお、本人等が記載した書類を市役所へ持参する場合は、使者としての取り扱いになる。